

平成23年12月13日

裁判員制度に関する検討会 御中

全国犯罪被害者の会（あすの会）会員

小 沢 樹 里

裁判員裁判について被害者遺族が感じたこと

（1）説明者の立場

私は、交通犯罪によって、義理の両親を亡くした被害者遺族で、小沢樹里と申します。義理の双子の弟や妹もこの事件で重傷を負いました。妹は顔面を複雑骨折し、前歯を6本折り、表情が事件前と大きく変わってしまいました。弟は排尿、排泄障害になりました。また、妹と弟は、ともに高次脳機能障害になるなど大きな後遺症障害に苦しんでいます。私は事件後、夫とともに、弟と妹のふたりを引き取り、一緒に暮らし、面倒をみています。

（2）事件の概要

2008年2月17日、家族4人の乗った車は埼玉県熊谷市の路上で事件に巻き込まれました。加害者運転手が飲酒し、泥酔運転の末、連続カーブの時速40kmの道路を、100から120kmで走行し、コントロールを失ったまま反対車線を走っていた2台の車に衝突したのです。そのうちの1台が、私の義理の弟が運転していた車で、妹と両親が同乗していました。両親は即死でした。

加害者側の運転手は既に危険運転致死傷罪により16年の実刑判決が確定し、服役中です。

また、酒を飲ませた飲食店店主も、道交法上の酒類提供罪で懲役2年、執行猶予5年の有罪判決を受けました。

そして、同乗者ふたりは、さいたま地裁で危険運転致死傷のほう助罪として全国初の裁判員裁判を受け、実刑2年の判決が今年2月14日にくかりました。被告人は控訴しましたが、東京高裁で先月17日に棄却され、現在、無罪を主張して上告中です。

(3) 裁判員裁判に関与した内容

- 被害者参加人には4人でなりました。当初、私・小沢樹里が長男の嫁であり血族ではないので、被害者参加ができないとの誤解もありましたが、委託弁護士にお願いしたところ、姻族の直系親族の場合でも参加資格があると確認され、裁判参加ができました。
- 証人として、事故当事者の弟妹ふたりと、私の夫の計3人で証言台に立ちました。
- 被害者の意見陳述は主人が行いました。
- 犯罪事実について、私が被告人兩名に直接質問し、また、被害者としての論告求刑も委託した弁護士だけでなく、私自身も直接行いました。
- ちなみに、情状事実についても、被告人兩名に被害者が直接質問しようとしたのですが、後で述べますように、極めて不適切で全く納得のいかない訴訟指揮で、認められませんでした。

(4) 裁判員裁判で良かったと感じた点

- ① 私たちは、4人の被告人に対して3つの裁判を経験してきました。
 - ・ 危険運転致死傷罪での運転手に対する裁判
 - ・ 道交法上は被害者がいないとされた、飲食店店主に対する酒類提供罪の裁判
 - ・ そして、同乗者ふたりに対する危険運転致死傷ほう助罪の裁判です。

最初の2つの裁判とは異なり、3つ目だけが裁判員裁判でした。私たちが告訴しなければ、道交法上の同乗罪として裁かれ、裁判員裁判になることはなかったでしょうし、道交法は被害者なき犯罪として扱われますから、私たちも被害者参加は出来なかったでしょう。

この3つ目の裁判員裁判が、最初の2つとはっきりと違ったのは、裁判が大変に分かりやすかったということです。裁判員に理解ができるように進行したため、突如遺族になった私たちも、最初の2つの裁判に比べて十分に理解ができました。

- ② また、私たちは法律論よりも事件に関係した人の日常や当日の行動が聞きたかったのですが、裁判員も私達と同じ感覚で「普通の疑問」を被告人に質問してもらえました。

例えば、同乗者同士である被告人 A と事件当日と一緒に酒を飲んでいて被告人 B に対して、裁判員は補充質問で「以前、被告人 A から暴行を受けた事があると言っていましたけれども、何回ありますか?」と聞きました。被告人 B は「1 回だけです」と答え、裁判員は「どういう暴行でしたか」とさらに聞き、被告人 B は「こぶしで背中を何回かたたかれました」と答えたのです。

このように、会社内で役職上は横並びであっても、実際は被告人ふたりの間に上下関係があった事を的確に浮き彫りにしてくれました。

③ さらに、情状立証に入ろうとしたとき、裁判長は法廷に入ってくるといきなり、「本日の予定を変更します。裁判員らの強い要望により、さらに罪体について審理を続けます。ついでに、証拠請求されていない証拠のうち、被告人 B の検面調書を職権で採用したいと考えています。」と宣言したのです。裁判員が強く要望してくれたおかげで、公判前整理手続きで検察側が取り調べ請求をあきらめた証拠を、裁判所によってあらためて証拠採用してもらうことができたのです。「市民感覚の意義」を感じました。

(5) 裁判員裁判において問題となった、または問題と思われたこと

① 私たちの裁判では、せっかく被害者参加をして被告人質問をする準備をしていたのに、情状事実については、被告人が「無罪を主張する以上、情状については包括的に黙秘権を行使する」と主張したため、裁判所が、検察官や私達の発問自体を認めてくれませんでした。私達が委託した被害者参加弁護士が、「黙秘権は黙っている権利であり、相手方の発問自体を制限する権利ではない」と強く裁判所に異議を述べ、少なくとも質問を発すること自体は認めてくれるよう求めたのですが、結局、異議は認められませんでした。私たち被害者は事件以来ずっと被告人に聞きたいと思っていた情状については、質問することさえできませんでした。被告人に聞きたいことがあるから被害者参加制度を利用して法廷に立とうと決めたのに、裁判官の制度への無理解から、それを無視されたのです。

私たちの疑問を法廷で聞いてもらえなかったことは、被害者側の問題だけにとどまりません。私たちの裁判を担当した裁判員にとっても、大きな問題となって残ってしまったと思います。私たちの疑問が明確にならない状況があったのですから、裁判員にも事件の真相をしっかりと理解してもらえなかったと今で

も思っています。

先ほど述べた良かった点と関連しますが、裁判を通じて、裁判員が聞きたいことと私たち遺族が聞きたいことは、とても近いと感じました。その一方で、被害者が聞きたいことは、法律の専門家が聞きたいこととは視点が違います。事件の真相を追究するといっても、どんな点が知りたいのか何を聞きたいのかについては、職業裁判官に比べて、同じ一般市民である被害者と裁判員の方が、同じようなことを考えるのでしょう。

職業裁判官だけで判断するのではなく、一般市民の感覚を取り入れることが、裁判員裁判を作った理由だったと思います。被害者遺族と裁判員の疑問や意見が似ているのですから、被害者が裁判への参加制度を利用して、自らの疑問を生々の声で伝えてしっかり法廷で明らかにすることは、裁判員が市民感覚を生かした判断をするためには、必要不可欠だと思います。

② これも、先ほど述べたことと関連しますが、私たちの裁判では、公判前整理手続きではじかれた証拠が、被害者の気持ちを理解したと思われる裁判員の強い要望によって、裁判所の職権で復活し、採用されました。

裁判員の負担を考慮し、審理をスムーズにするための公判前整理手続きだったはずが、その手続きで証拠を絞りすぎて裁判所が改めて証拠採用をしなければ裁判員の判断に支障が出るようでは、まったく意味がありません。裁判員の負担にばかり配慮する今の裁判所の運用では、被害者の立場からすると、真相を十分に解明できず、不満が強く残ります。

なお、現在、公判前整理手続きには被害者が立ち会うことも意見を言うことも出来ませんが、もし、この手続きに被害者側弁護士だけでも参加できるようになれば、私たち被害者の意向をくんでもらえて、証拠の絞りすぎに歯止めをかけられ、結果的に裁判員の理解を助けることにもなるのではないのでしょうか。

③ 証拠については、重傷を負った妹の事故前と事故後の顔写真を証拠採用してもらえず、裁判員に見てもらうことができませんでした。まだ 20 代の妹が顔にどんな被害を受けたのかが一目で分かる写真です。それを見てもらえたら、事件がいかに悲惨だったかということを知ってもらえたのに、証拠採用は強く反対されました。

ここでも、裁判員への行き過ぎた配慮のため、過剰に証拠が厳選されてしま

ったことには、強く疑問を感じました。最近は被害者も尊重されてきていますが、裁判員裁判でも被害者を尊重し、被害者の従来あった姿をそのまま見てもらい、本当の被害状況を知ってもらいたかったです。

(6) 裁判員と比べて、被害者の立場で考えさせられたこと

私たち被害者は通常の生活をやりくりして遠方から裁判に参加しているのですが、その横で、裁判員だけが受けられるサービスがあることに私たちは気付きました。保育や介護サービス、決まった回数の心理カウンセリング・電話相談です。

裁判員が数日間の裁判に携わることで、カウンセリングが必要になるくらい精神的負担が生じる場合があるのも分かりますが、それは被害者や遺族にとっても同様です。

また、保育や介護については、殺人や交通事犯も含め、常時必要不可欠です。介護を担わなければならない遺族が、裁判所に通うことができない現状をご存知でしょうか。ですから、被害者も裁判員同様、最低限、保育や介護、カウンセリングを受けられるようにしてもらいたいです。

裁判員への負担を軽減するだけでなく、被害者の負担も軽減して欲しいです。

(7) おわりに

裁判員裁判で裁かれる事件は、より罪の重いものだと聞いています。それだけに、被害者や遺族には、事件の記憶を呼び起こすことは大きな悲しみ、苦痛を伴います。しかしそれでも真相を知りたいのです。だから裁判に臨むという苦渋の決断をしていることを、裁判員の皆さんにはまず知っていただきたいです。特に遺族は、失った家族のために、己の身を犠牲にしてでも真相を知りたいのです。

裁判員裁判の制度が今後もより多く活用され、被害者の命の重みと人を裁く重みが多くの人に伝わり、社会の多くの人々が「犯罪を起こしてはいけない」と思ってもらえるように運用されていくことを、切に望んでいます。

ここまで聞いてくださり、ありがとうございました。